

**改正**

平成25年10月1日告示第172号

長浜市美しい観光地づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、現在ある観光資源の活用を図るため、整備して新たな景観と環境を創出しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

**第2条** 補助金の交付対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 自治会その他地区のまちづくり活動を主たる目的とする団体

(2) 観光資源を守り活用する目的をもって5人以上の構成員により組織された団体で、規約等を整備しているもの

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱による補助金の交付対象となった観光資源につき、更に当該補助金の交付を受けようとする者は、補助対象者としな

(補助金の交付対象事業等)

**第3条** 補助金の交付対象事業、補助率等は、別表のとおりとする。

2 前条に規定する者が別表に規定する補助金交付対象事業を行おうとする場合で、当該事業につき本市の他の補助制度により補助を受け、又は受けようとするときは、この要綱による対象事業としな

3 補助金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業応募書の提出)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者は、長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）に定める長浜市住民まちづくり事業審査会（以下「審査会」という。）に付議するための事業応募書（様式第1号。以下「応募書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による応募書の提出があったときは、補助金交付の可否を判断するにあたり、審査会に付議するものとする。

(指導及び助言)

**第5条** 市長は、審査会の意見に基づき、応募書を提出した者に対し、当該事業に関する必要な指導及び助言をすることができる。

(申請書の添付書類)

**第6条** 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業実施計画書（様式第2号）

(2) 補助事業実施に係る見積書及び設計図面（配置図、平面図及び立面図）

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、第1条の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(実績報告の添付書類)

**第7条** 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業成果報告書

(2) 補助事業の完成写真

(3) 補助事業に係る収支決算書

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

**附 則**（平成25年10月1日告示第172号）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。（後略）

別表（第3条関係）

補助事業名	事業内容	補助対象経費	補助率	補助限度額	交付の条件
美しい観光地づくり推進事業	博物館都市構想の理念に基づく個性及び話題性のある事業 (1) 歴史的景観づくり事業 (2) 水辺の景観づくり事業 (3) 緑を活用した観光地づくり事業 (4) 彫刻等の芸術を活かした事業 (5) その他観光地振興のための景観づくり事業	左記の事業を年度内に行う場合に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	200万円	総事業費100万円以上の事業に限る。